

見積參考資料

芸酉村

(金抜)

村單事業

高知県 安芸郡芸西村

村単独事業 村道舗装補修工事 実施設計書

請負區分

完成期限 令和 7年 3月31日

工種区分

施工地域区分

令和 6年 4月 1日 積算単価適用

単価適用地区 安芸・十木事務所 1地区(南部地区)

- ・「見積参考資料」は入札参加業者の迅速で適正な工事費の見積りのための一資料であり、請負契約を拘束するものではない。
 - ・入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとする。
 - ・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて建設工事請負契約書の規定に基づき、協議を行う場合がある。

特記仕様書

第1条 土木工事共通仕様書の適用

- 1 本工事の施工にあたっては、「高知県建設工事共通仕様書」に基づき実施しなければならない。
但し、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改訂された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合は、この限りではない。

第2条 環境物品等の調達の推進（グリーン購入法）

- 1 本工事において「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）及び「環境物品等の調達に関する基本方針及び調達方針」に基づき重点調達品目について積極的な利用をすること。なお、重点調達品目の中で木材・木製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものを使用することとする。

第3条 県内産資材の優先使用

- 1 本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。
なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督員の確認を受けること。また、検査時に県外産資材を使用した理由を検査職員に説明すること。

注1：県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。

ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたもの、③木製型枠は、高知県内の森林から生産された木材で製造されたものとする。

注2：県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

第4条 木材等を使用した公共土木施設の実績調査

- 1 本工事の受注者は、木材を利用した場合には、木材等を使用した公共土木施設の実績を【高知県電子申請サービス】から申請すること。なお、【高知県電子申請サービス】による申請は以下のとおりとする。
- 2 申請について
(1) 受注者が高知県ホームページの高知県電子申請サービスのページから電子申請を行う。
(https://s-kantan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq

=2052)

手続き名：高知県土木部 公共土木工事木材利用実績調査

- (2) 申請前に電子申請システムから出力した「高知県土木部 公共土木工事木材利用実績調査」を工事監督職員へ提出し確認を受けること。
(3) 申請内容に関する問合わせは工事監督職員または高知県土木部技術管理課、システム操作に関する問合わせは「お問合せコールセンター」（申請画面下に掲載）とする。

第5条 個人情報の保護

- 1 受注者は、この契約による工事を施工するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

第6条 ダンプトラック等による過積載の防止

- 1 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2 さし枠装着車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3 過積載車両、さし枠装着車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
4 取引関係のあるダンプトラック事業者が過積載を行い、またさし枠装着車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5 建設発生土の処理及び資材の購入等にあたって、下請け業者及び資材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6 以上のことにつき受注者は、下請け業者を十分に指導すること。

第7条 軽油単価の適正な運用

- 1 本工事において、受注者もしくは受注者の下請業者等が使用する建設機械の動力源に使用する軽油において、軽油引取税の課税対象の免許証の交付及び承認がある場合は、すみやかに発注者に報告しなければならない。また、その場合、該当する建設機械に使用する軽油単価は免税後の単価に変更するものとする。

第8条 不正軽油の使用禁止

- 1 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。
- 注：不正軽油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を受けないで製造又は譲渡された次のものをいう。
 ① 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの
 ② 軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造されたもの

特記仕様書

- ③ 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素（重油、灯油等）
 2 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。

第9条 ウィークリー・スタンスについて

- 1 本工事は、計画的な工事の履行を確保しつつ、非効率なやり方の工事の環境等を改善し、より一層魅力のある仕事、現場の創造に努めることを目的としたウィークリー・スタンス対象工事である。なお、取組内容及び進め方は、ウィークリー・スタンス実施要領によるものとする。
 (令和6年3月13日付け5高技管第406号「ウィークリー・スタンス実施要領の制定について」参照)

第10条 再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出並びに建設発生土の搬出に係る事前確認及び受領書について

- 1 受注者は、建設資材の利用量の大小に関わらず工事請負代金額が100万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が500m³以上の場合、再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式1）を建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。
 2 受注者は、建設副産物の搬入量、搬出量の大小に関わらず工事請負代金額が100万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が500m³以上の場合、再生資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式2）をCOBRISにより作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。
 3 受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する建設工事において再生資源利用促進計画を作成しようとするときは、あらかじめ工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更についての土壤汚染対策法等の手続きの確認並びに搬出先が宅地造成及び特定盛土等規制法及び土砂条例の許可地等であるかなどの確認を行い、その確認結果を記載した書面を作成し再生資源利用促進計画の添付資料とする。
 4 受注者は、再生資源利用（促進）計画書の内容を発注者に説明しなければならない。また、再生資源利用（促進）計画書（現場掲示用様式）を公衆が見やすい場所に掲げること。
 5 受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する建設工事において建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者に対し、受領書の交付を求め、記載された搬出先の名称及び所在地が計画と一致することを確認する。なお、発注者から請求があった場合は速やかに受領書を提示すること。

- 6 受注者は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者に対し受領書を交付する。
 7 受注者は、再生資源利用（促進）計画書、実施書及び受領書を工事完了日から5年を経過する日まで保存すること。
 (参考) COBRISについては、建設副産物情報センターのホームページ
 (<http://www.recycle.jacic.or.jp>) より、利用申請等を行うことができる。

第11条 産業廃棄物管理票等の提出

- 1 受注者は、本工事に伴い発生する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）を遵守し工期内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分、又は再生）を終了しなければならない。また、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに発注者にそのE票の確認を受けなければならない。
 ただし、廃掃法を遵守したうえで、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとするが、最終処分終了後すみやかに発注者にその旨を報告しなければならない。この場合、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者にそのB2票の確認を受けなければならない。また、最終処分終了後すみやかにE票の確認を受けなければならない。なお、廃掃法に定める電子情報処理組織を使用する場合は、監督職員と別途協議するものとする。

第12条 建設副産物対策（建設副産物処理の数量確認）

本工事において、現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から建設副産物を搬出する場合、受注者は、搬出時等に以下のいずれかの作業を行い撮影したデジタル写真（電子データ）等を設計数量の確認資料として、監督職員に提出等をするものとする。

（作業内容）

（1）建設副産物の処理数量を重さ（「t」）の単位とする場合

- ①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（各積載重量別車両毎に1工程以上（以下「代表写真」という。））
 ②受注者は、①の全車両について処理施設に設置されているトラックスケールに

特記仕様書

て、重さを測定し、レシート等の記録を保管する。

③受注者は、監督職員に①の電子データを提出し、②の記録を提示する。

(2) 建設副産物の処理数量を体積（「m³」）の単位とする場合次の1)から3)のうち、いずれかの方法により確定する。

1) コンクリート殻、アスファルト殻及び土砂など地山の状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができるものは、地山測定による設計数量の確定をする。

受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。

（代表写真）

2) 前記「(1) 建設副産物の処理数量を重さ（「t」）により確認する場合」により重さを測定し、換算係数を用いて体積を算出して設計数量を確定する。

- ・コンクリート塊（鉄筋）2.5 (t/m³) ・コンクリート塊（無筋）2.35 (t/m³)
- ・アスファルト塊2.35 (t/m³) 　　・掘削土（土砂）1.8 (t/m³)
- ・掘削土（軟岩）2.2 (t/m³) 　　・掘削土（硬岩）2.5 (t/m³)

3) 地山状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができずに、掘削や取壊しなどを行った場合は、現場外への搬出の際に以下により確認する。

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。

（全車写真）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

④受注者は、監督職員に②③の電子データを提出する。

(3) 受注者と処理施設との間の処理数量を「台数」による契約とする場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬

を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。

（全車写真）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

(4) 建設副産物（建設発生木材（伐採木を含む））を木材市場等に搬出する場合

①受注者は、木材を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時に、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。
(木材市場等まで運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。ただし、伐採木の売却を目的とした伐採木の枝打ち、玉切り等の加工、選別をしたものは、マニフェスト交付番号の記載は必要ない。)

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるよう運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）

③受注者は、監督職員に②の電子データを提出し、木材市場等の受入伝票等を提示する。

第13条 舗装版の切断作業時に発生する排水の処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとする。

また、処理数量については、処理実績により変更契約するものとする。

なお、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）を監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第14条 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

1 監督職員の立会を要する工種については、施工計画書提出時に、立会時期・頻度等を定めるものとする。

第15条 デジタル工事写真の小黒板情報電子化

デジタル工事写真的小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真的小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真的小黒板情報電子化対象工事（以下、「

特記仕様書

対象工事」という。) とすることができます。対象工事では、以下の 1 から 4 の全てを実施することとする。

1 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理) 2撮影基準に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、使用機器を限定するものではない。

2 デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、前項 1 の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理) 2撮影基準による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理) 及び高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.2版（工事編）の表 2-1電子納品に関連する要領・基準に定めるデジタル写真管理情報基準に準ずるが、前項 2 に示す小黒板情報の電子的記入については、高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.2版（工事編）の5-3. デジタル写真の編集で規定されている写真編集には該当しない。

4 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、前項 2 に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL(<https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用い

て、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

第16条 施工管理

1 品質管理は「高知県工事技術管理要綱 品質管理基準」により実施し、その他の試験区分に係る試験項目は下記の項目とし、これら以外についても必要に応じて試験を行うものとする。

第17条 排出ガス対策型建設機械

1 本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号 最終改正平成22年3月18日付国総施第291号）」、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（国土交通省告示第348号、平成18年3月17日）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づき、技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を、本工事において使用する場合はこの限りではない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明等により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。また、請負金額（税込み）が 5 千万円以下の工事については、未対策型建設機械を所有しており、新たな出費を強いられる等の理由がある場合は、施工計画打ち合わせ時に監督職員と協議し、止むを得ないと判断された場合は、未対策型建設機械を使用することができるものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、電子納品の際に施工状況写真に格納すること。

機種

- ・バックホウ
- ・トラクタショベル（車輪式）
- ・ブルドーザ

特記仕様書

- ・発動発電機（可搬式）
- ・空気圧縮機（可搬式）
- ・油圧ユニット（次に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーナ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連續壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）
- ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
- ・ホイールクレーン（ラフテレーンクレーンを含む）

※対象はディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。

第18条 交通誘導警備員の配置

- 1 交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させてはならない。
ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでない。
- 2 交通誘導警備員Aが必要な交通誘導警備業務については、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1人以上配置することとする。
なお、配置する警備員の検定合格証の写しを事前に監督職員に提出し、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同資料を提出することとする。
- 3 交通誘導警備員Aが必要でない交通誘導警備業務については、警備業者の警備員であれば、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員である必要はない。
また、警備業者の警備員の配置が困難な場合は、別に定める手続きにより、警備業者の警備員によらず建設作業員等の他職種の者を交通誘導員として従事させることができることとする。なおその際、受注者は、交通誘導に関する安全教育を建設作業員等に行なったうえ、交通誘導員として専任させること。
- 4 交通誘導警備員の人手不足により、施工箇所周辺の警備業者からの配置が困難であり、やむなく現場までの通勤が長時間となる場合において、その費用の設計計上を希望する場合は、建設工事請負契約書第18条（契約変更）に基づき、「移動距離及び移動時間が確認できる資料」及び契約予定の警備業者より施工箇所に近い、全ての警

備業者（営業所等含む）の「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を付して確認請求を行うこと。

ただし、対象となる警備業者の「交通誘導警備員の配置に関する確認書」が提出できない場合は、設計変更の対象としないものとする。

第19条 設計図書の変更

- 1 設計変更等については、建設工事請負契約書第18条から第20条及び第22条から第25条並びに高知県建設工事共通仕様書共通編1-1-1-13から1-1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについて、「建設工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和2年4月（高知県土木部））」によることとする。

第20条 法定外の労災保険の付保

- 1 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第21条 热中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

- 1 本工事は熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象工事である。実施にあたっては下記のホームページを参照すること。
高知県土木部技術管理課ホームページ
(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/>)

施工条件明示書

工事番号 村単事業

明示事項（説明書）

【工程関係】

1. 他の工事による施工時期及び全体工期等への影響・・・・・・無
2. 施工時期、施工時間及び施工方法の制限・・・・・・無
3. 当該工事の関係機関との協議の未成立事項・・・・・・無
4. 他官庁等の特定条件による影響・・・・・・無
5. その他・・・・・・無

【用地関係】

1. 工事用地等の未処理部分・・・・・・無

施工条件明示書

工事番号 村単事業

明示事項（説明書）

2. 仮設ヤード等に官有地及び発注者借り上げ地の使用・・・・・無

【安全対策関係】

1. 交通安全施設等の指定・・・・・無

2. 近接する公共施設・・・・・鉄道・ガス・電気・電話・水道・・・・・無

3. 防護施設の必要・・・・・落石・土砂崩落・・・・・無

4. 発破作業等の保安設備及び保安要員の配置の指定・・・・・無

5. 発破作業等の制限・・・・・無

【工事用道路関係】

施工条件明示書

工事番号 村単事業

明示事項（説明書）

1. 一般道路を搬入路として使用する場合

(1) 経路、期限の制限・・・・・無

(2) 使用中及び使用後の処置・・・・・無

2. 仮設路を設置する場合

(1) 安全施設等の設置の必要・・・・・無

(2) 工事終了後の措置・・・・・撤去

(3) 維持及び補修の必要・・・・・無

3. 一般道路の占用の必要

道路の占用については担当職員と必ず協議を行うこと。

施工条件明示書

工事番号 村単事業

明示事項（説明書）

【仮設備関係】

1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を次年度に使用又は転用、兼用の予定・・・・・無
2. 仮設備の構造、施工方法の指定・・・・・無
3. 仮設備の設計条件・・・・・無

【建設副産物関係】

1. 建設発生土の搬出・・・・有
 - (1) 搬出先の名称：受注者所有残土場
搬出先の所在地：契約後に決定
運搬距離 L=5.0km以内
その他 建設発生土の搬出先は、上記を予定している。
搬出先が変更となる場合は、設計変更の対象とする。
また、受注者の都合により搬出先を変更する場合には、発注者の承諾を得ること。
2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要・・・・無

施工条件明示書

工事番号 村単事業

明示事項（説明書）

3. 産業廃棄物の処理条件（*処理を委託する場合は、委託契約条件締結のうえマニフェストを使用のこと）

(1) 処理場所 近隣市町村 運搬距離：L=22.0km以内

処理方法（指定）：中間処理

処理場の受入条件：アスファルト殻

※上記については、「処理方法」は指定とするが、「処理場所」は、積算上の
条件明示であり指定事項ではない。

(2) 処理場所 近隣市町村 運搬距離：L=37.7km以内

処理方法（指定）：中間処理

処理場の受入条件：カッター汚泥

※上記については、「処理方法」は指定とするが、「処理場所」は、積算上の
条件明示であり指定事項ではない。

【公害対策関係】

1. 公害防止（騒音・振動・粉じん等）のため、施工方法、機械施設・作動時間等の制限・・・・無

2. 第三者に被害を及ぼすことの懸念・・・・無

施工条件明示書

工事番号 村单事業

明示事項（説明書）

【工事支障物件関係】

1. 地上、地下等の支障物件・・・・・・無
2. 地上、地下等の占用物件工事と重複施工・・・・・・無

【排水工（濁水処理を含む）関係】

1. 濁水、湧水等の処理対策の指定・・・・・・無

【現場環境改善関係】

1. 現場環境改善費・・・・・・無

【その他】

1. 工事用資機材等の保管指定・・・・・・無

施工条件明示書

工事番号 村単事業

明示事項（説明書）

2. 工事現場発生品の処理指定・・・・・無

3. 支給資材及び貸与品・・・・・無

4. 工事用電力等の指定・・・・・無

5. 交通誘導警備員の配置

(1) 工事期間中の安全確保のため、交通誘導警備員の配置人数は下記を予定している。

交通誘導警備員 B 10人

なお、交通誘導警備員の配置については、事前に監督職員と協議すること。

6. その他・・・・・無

工事費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
本工事費					
道路維持・修繕					
道路修繕					
舗装工					
舗装打換え工					
土工	式	1			明細表 第1号
アスファルト舗装	式	1			明細表 第2号
オーバーレイ工					
オーバーレイ	式	1			明細表 第3号
区画線工					

工事費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線工					
溶融式区画線	式	1			明細表 第4号
仮設工					
交通管理工					
交通誘導警備員	式	1			明細表 第5号
直接工事費計					
諸経費等	式	1			
工事価格					
消費税等相当額					
請負工事費					

明細表 第 2号 アスファルト舗装		明細表			
名称・規格・条件	単位	数 量	単 価	金 額	摘要
舗装版切断 アスファルト舗装版 , 15cm以下 , しない<標準>(全ての費用)	m	50			施工 P 第 3 号
舗装版破碎 アスファルト舗装版 , 障害無し , 騒音振動対策不要 , 15cm以下 , 積込作業有り , しない<標準>(全ての費用)	m ²	100			施工 P 第 4 号
殻運搬 舗装版破碎 , 機械(騒音対策不要、厚15cm以下) , DID区間無し , 22.0km以下 , しない<標準>(全ての費用)	m ³	5			施工 P 第 5 号
処分料 再資源化施設(As) 再生骨材-43	m ³	5			処分費
汚泥吸排車運搬 L=37.7 km, DID区間:無	m ³	0.06			単価表 第 1 号
処分料 カッター汚泥 汚泥-3	t	0.08			処分費
不陸整正 補足材料無し , しない<標準>(全ての費用)	m ²	100			施工 P 第 6 号
上層路盤(車道・路肩部) 粒度調整碎石 M-30 , 100 mm, 1層施工 , しない<標準>(全ての費用)	m ²	100			施工 P 第 7 号
表層(車道・路肩部) 平均幅員1.4m以上3.0m以下 , 50 mm, 再生密粒度アスコン(13) , プライムコート PK-3 , しない<標準>(全ての費用) , 小型車加算有り , 夜間割増無し , 溶融スラグ無し	m ²	100			施工 P 第 8 号
1 式 当り					

明細表 第 3号
オーバーレイ

明細表

明細表 第 4号

明細表

明細表 第 5号

明細表

単価表 第 1号	汚泥吸排車運搬	単価表			(100)
金額 :	内容 : L=37.7 km, DID区間:無				1 m3 当り
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
汚泥吸排車運転	日	6.5			
諸雑費	式	1			
	(100	m3 当り)
	(1	m3 当り)
*** 施工条件 ***					
運搬距離	: L=37.7 km				
DID区間の有無	: DID区間:無				

単価表 第 2号	区画線設置	単価表			(1,000)
金額 :	内容 : 溶融式・手動 , 実線 15cm , ガラスビーズ含有量15~18% , 白 , アスファルト舗装用 , しない<標準>(全ての費用)			1 m 当り	
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線設置 [溶融式(手動)] 実線 15cm 時間的制約:無	m	1,000			
路面標示用塗料 溶融 白 比重2.0 ガラスビーズ含有量15~18% 3種1号 JIS K 5665	kg	570			[1]
ガラスビーズ 1号(0.106~0.850mm) JIS R 3301	kg	25			[1]
接着用フライマー 区画線用 比重0.9	kg	25			[1]
軽油 一般用 パトロール給油	リットル	44			[1]
諸雑費 5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(1,000	m 当り)
	(1	m 当り)
*** 施工条件 ***					
施工区分	: 溶融式・手動				
規格・仕様	: 実線 15cm				
時間的制約の有無	: 時間的制約:無				
作業時間帯	: 標準				
塗布厚	: 塗布厚1.5mm				

諸 經 費 計 算 情 報